

TAGURIサービス利用申込書

株式会社日本ロックサービス宛

「TAGURI サービス約款」並びに「重要事項説明」「サービス仕様説明書」に同意し以下の通り申込みを致します。

(チェック欄)

●基本情報

お申込年月日		種別	新規 <input type="checkbox"/>	追加 <input type="checkbox"/>
フリガナ				契約者印
契約者名				○
フリガナ				
契約者住所	〒 [建物名・階数]			
フリガナ		フリガナ		
担当者名		部署名		
TEL		FAX		
Mail				

●ご連絡先担当者  上記担当者と同じ

フリガナ			
会社名			
フリガナ		フリガナ	
担当者名		部署名	
TEL		FAX	
Mail			

※サービスご契約内容の確認、ご利用開始日等の調整を行う連絡先をご記入ください。

●サービス選択

サービス名	サービス利用料	数量
<input type="checkbox"/> TAGURI@CAMライトプラン	6,500円/月	
<input type="checkbox"/> TAGURI@CAMスタンダードプラン	54,000円/年	
<input type="checkbox"/> 備品・オプション( )		
<input type="checkbox"/> その他( )		

備考欄

●請求情報

請求方法	<input type="checkbox"/> 請求書払い <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> コンビニ払い
請求の合算(2契約目以降)	<input type="checkbox"/> 個別請求 <input type="checkbox"/> 既契約との合算

※口座振替をご選択頂いた場合、口座振替用紙を記載の上、郵送にて送付ください。

※口座振替の処理期間中は請求書払いとなります。処理期間については金融機関によって異なります。

●請求書送付先情報  基本情報と同じ

フリガナ			
請求記載名			
フリガナ			
請求書送付先住所	〒 [建物名・階数]		
フリガナ		フリガナ	
担当者名		部署名	
TEL		FAX	

●機器送付先情報  基本情報と同じ  請求書送付先と同じ

フリガナ			
請求記載名			
フリガナ			
請求書送付先住所	〒 [建物名・階数]		
フリガナ		フリガナ	
担当者名		部署名	
TEL		FAX	

<申込書送付先>

■郵送の場合はこちら  
〒170-0013 東京都豊島区東池袋5-49-7  
株式会社日本ロックサービス TAGURIサービス受付

■FAXで送付される場合はこちら  
FAX番号: 03-5395-7490

弊社情報記入欄

営業担当者:  
口座:  有  無  新規

得意先コード:

<機器販売店欄>

# TAGURI サービス約款

## 第1条（適用）

- 株式会社日本ロックサービス（以下「弊社」といいます）はTAGURI サービス約款（以下「本約款」といいます）を定め、サービスを提供します。
- 本約款は、TAGURI サービス（以下「本サービス」といいます）の利用に関わる一切に適用されます。

## 第2条（本約款の変更）

- 弊社は本サービス及び本約款を変更することができるものとし、契約の時期に関わらず変更後の約款が適用されます。

## 第3条（契約の成立）

- 契約者は本約款に同意することを条件として、本サービスを利用することができます。
- 契約者は弊社所定の申込書に記名捺印し、弊社に提出するものとします。
- 本サービスの利用契約は前項の利用申込書の記載内容を弊社が受理した場合に成立するものとします。
- 弊社は次の各号に該当する場合、契約の申込を拒絶することがあります。
  - 契約申込者が本サービスの申込書に虚偽の事実を記載した場合
  - 契約申込者が本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがある場合
  - 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用する恐れがある場合
  - 契約申込者が弊社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用する恐れがある場合
  - その他、弊社が契約締結を適当でないと判断した場合

## 第4条（反社会勢力の排除）

- 契約者及び弊社は、自らが暴力団を始めとする反社会勢力ではなく、反社会的勢力の利用、関与、取引等を行わないものとします。
- 契約者及び弊社が前項に違反した場合、相手方に催告することなく利用契約を解除できるものとします。

## 第5条（変更の届出）

- 契約者は申込書にて申告した内容に変更があった場合、速やかに変更内容を届け出るものとします。
- 弊社は契約者が前項の届出を行わなかったことにより被った損害に対して一切の責任を負わないものとします。

## 第6条（サービスの解約）

- 契約者は弊社に対し、当社所定の解約申込書で通知をすることにより、本サービス契約の解除することができます。また、契約者は、利用単位毎に当社が定める期日までに当社に通知するものとします。

## 第7条（料金等）

- 契約者は各サービス毎に定められた「サービス仕様説明書」及び「重要事項説明書」に従い利用料金を弊社に支払うものとします。

## 第8条（延滞利息）

- 契約者が本サービスの利用料金その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、契約者は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に年14.6％の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して当社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。

## 第9条（最低利用期間）

- 本サービス最低利用期間は別紙に定める通りとし、起算日を本サービス利用開始日とします。
- 契約者が最低利用期間内に契約の解約を行う場合、最低利用期間終了までの利用があったものとして算定し一括して弊社に支払うものとします。

## 第10条（本サービスの不正利用等の防止）

- 契約者は次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
  - 本サービスを契約者以外の第三者に貸与、譲渡、再使用の許諾をすること
  - 本サービスを違法、不当、公序良俗に反する行為に利用すること
  - 本サービスにかかるソフトウェア並びにマニュアル等関連資料を複製、公開、配布すること
  - 本サービスにかかるソフトウェアの改変、機器のリバースエンジニアリングを行うこと
  - その他、契約者の意図にかかわらず他契約者の利用に支障を与えること
- 前項の各号に該当する場合、本サービス契約の解除を行う場合があります。

## 第11条（設備障害時の対応）

- 弊社は本サービスにて利用している通信回線・設備等に障害が起きた場合、当該通信回線・設備等を提供する事業者に通知し復旧に努めるものとします。

## 第12条（サービス中断又は提供停止）

- 弊社は次の各号の各号に該当する場合、事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスを中断・停止することができるものとします。
  - 本サービス提供に関する設備の保守・保全が必要な場合
  - 本サービス提供に関する設備の故障、障害等が発生した場合若しくは発生を予兆させる事案が生じた場合
  - その他、災害や不可抗力により本サービス提供を維持できない場合

## 第13条（バックアップ）

- 契約者は自らの責任で設定内容・データ等のバックアップを保存するものとし、契約者が登録したデータに関知いたしません。
- 弊社は契約者の設定内容、データの保存・保管に関して一切の責任を負わないものとします。

## 第14条（免責事項）

- 本サービスはベストエフォートによるサービスとなり、通信の速度、品質、安定性に関しては保証を行わないものとします。
- 弊社は、本サービス上のデータ毀損・消失などで被った損害に対して一切の責任を負わないものとします。
- 本サービスの使用により、契約者が第三者に損害を与えた場合、又は訴訟や請求を受けた場合には当該契約者の責任と費用において解決するものとします。

## 第15条（損害賠償の範囲）

- 本サービスの提供に関して、弊社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、弊社の責に帰すべき直接の事由に限定され、損害賠償の額はサービス利用料を超えないものとします。
- 第12条（サービス中断又は提供停止）に基づくサービス提供の中断・停止により生じた損害及び逸失利益等について、弊社及び設備提供元は一切責任を負わないものとします。

## 第16条（サービスの改廃）

- 弊社は弊社の判断により本サービスの拡充・変更・廃止をできるものとします。
- 前項の規定により本サービスを拡充・変更を行う場合は、弊社が指定する方法にて、事前に通知するものとします。また廃止を行う場合は、契約者に対し廃止予定日の90日前までに、通知するものとします。

## 第17条（個人情報保護）

- 法令及び弊社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取り扱うものとします。弊社の個人情報保護方針は <https://www.lock.co.jp/privacy/> よりご確認ください。

## 第18条（第三者への個人情報開示）

- 弊社は次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、契約者から収集した個人情報を第三者に開示しないものとします。
  - 法令に基づき開示を求められた場合
  - 本サービス提供に係る業務の一部又は全部を第三者に委託する場合
  - 債務の特定、支払い、回収に必要な金融機関等に開示・提供する場合

## 第19条（管轄裁判所）

- 本サービスの利用に係る紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 附則

本約款は、平成29年1月23日より効力を有するものとします。

株式会社日本ロックサービス